

2026 年 8 月 10 日

株主各位

千葉県松戸市松飛台 296 番地の 1
株式会社精工技研
代表取締役社長 上野 淳

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 8 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 9 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 37,000,000 株から、185,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026 年 10 月上旬頃にお届出ご住所にお送りする予定です。
2. 2026 年 9 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人及び特別口座管理機関

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（土日休日を除く）